

第 5 4 回

越谷市都市計画審議会会議録

令和 7 年（2025年） 1 月 2 2 日（水）
越 谷 市 役 所 本 庁 舎 8 階
第 2 委 員 会 室

越 谷 市 都 市 計 画 審 議 会

令和 7 年（2025 年） 1 月 2 2 日

第 5 4 回 越谷市都市計画審議会議事日程

〔都市計画審議会〕

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名

3. 調査審議

第 1 0 4 号議案 越谷都市計画下水道の変更について（越谷市決定）

第 1 0 5 号議案 越谷都市計画生産緑地地区の変更について（越谷市決定）

第 1 0 6 号議案 越谷都市計画道路の変更について（埼玉県決定）

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員

会長	井橋吉一
2 番	岸井隆幸
3 番	大岡華子
4 番	金子繁雄
5 番	進藤秀子
6 番	中村博一
7 番	斎藤豪人
10 番	立澤貴明
11 番	工藤秀次
12 番	浅古高志
15 番	佐々木亨
16 番	戸田直隆
17 番	高田哲朗
18 番	山田喜之

欠席委員

8 番	和泉田宏幸
9 番	横井聖美
13 番	平澤昭彦
14 番	落合誠

幹事

総合政策部長	徳沢勝久
行財政部長	野口裕子
建設部長	大徳昭人
都市整備部長	林実

市長部局

都市計画課長	阿部伸也
都市計画課副課長	田中英明
都市計画課主幹	吉川政宏

下水道事業課長	篠崎康雄
下水道事業課副課長	秋葉友洋
下水道事業課主任	樋渡直樹
公園緑地課長	松崎義之
公園緑地課主幹	水野一博
公園緑地課主任	石川亮太

事務局

都市計画課調整幹	長野和均
都市計画課主査	小林悠佑
都市計画課主査	佐藤孝彦

午前 10 時 12 分

◎プレ開会

事務局 それでは、ただいまから第54回越谷市都市計画審議会の議事へと移らせていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に郵送させていただきました「次第」、「委員名簿」、「越谷市都市計画審議会条例」、「越谷市都市計画審議会運営規程」「第54回都市計画審議会議案」に加えまして、本日配布させていただきました「席次表」および本年1月に作成しました「越谷の都市計画」の冊子となります。不足はございませんでしょうか。

◎欠席委員等の報告

事務局 本日は、14名の委員の出席がございます。越谷市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員の2分の1以上が出席されておりますので、本日の会議は成立しますことをご報告申し上げます。

また、本日は議案に係る担当課の職員が出席しておりますので、併せてご報告いたします。

◎議長の決定

事務局 議長は、越谷市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となります。

なお、ご発言の際は、マイクの下ボタンを押していただき、発言が終了の際には、再度ボタンを押してくださるようお願いいたします。

それでは、井橋議長、議事の進行をお願いいたします。

◎開会宣言

議長 それでは、ただいまから第54回越谷市都市計画審議会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

議長 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、越谷市都市計画審議会運営規程第6条第2項の規定に基づき、斎藤委員、工藤委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎第104号議案の上程

議長 それでは、これより議事に入ります。

第104号議案「越谷都市計画下水道の変更について（越谷市決定）」を議題といたします。

事務局より、第104号議案の朗読ののち、下水道事業課より説明をお願いいたします。

◎第104号議案の朗読

事務局 それでは、議案を読み上げさせていただきます。

第104号議案 越谷都市計画下水道の変更について（越谷市決定）。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、付議する。

令和7年（2025年）1月22日提出。越谷市長、福田晃。

以上でございます。

◎第104号議案の説明

下水道事業課 それでは、第104号議案「越谷都市計画下水道の変更について」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

下水道は、市民が安全、安心、快適な生活を送り、円滑な社会経済活動を行えるために、生活排水の処理、内水の排除や、さらには河川等の公共水域の水質保全といった社会インフラとして欠かすことのできない重要な都市施設でございます。

これまで本市の下水道事業は、中川流域関連越谷公共下水道として事業に取り組んでまいりました。この度、本市計画の上位計画である埼玉県の中川流域別下水道整備総合計画が令和5年度に見直しが実施され、本市においてもその上位計画に合わせ、経済比較、下水道事業の運営、住民負担の視点、環境面などの観点から、公共下水道により下水を排除することができる地域とした排水区域の見直しを進めております。

恐れ入りますが、お手元の議案書の2ページをお開きください。本議案は、越谷都市計画下水道の排水区域につきまして、汚水面積を約2,829ヘクタールから約2,904ヘクタールに変更し、雨水面積を約2,728ヘクタールから約2,695ヘクタールに変更するものです。なお、本資料は都市計画法第17条第1項に基づく計画案の縦覧図書より、排水区域の変更部分を抜粋した資料でございます。

次に、3ページをお開きください。排水区域に対する新旧対照表を添付しております。ご参照ください。

次に、4ページをお開きください。変更概要書でございます。詳細につきましては、後ほど図面を用いてご説明をさせていただきます。

次に、5ページをお開きください。汚水の排水区域図でございます。左の図が現行の排水区域、右の図が見直し後の排水区域でございます。見直し後の排水区域をご覧ください。現行の排水区域の周りに点在している箇所が本議案にて追加される区域でございます。

次に、6ページをお開きください。雨水の排水区域図でございます。汚水と同様に、左の図が現行の排水区域、右の図が見直し後の排水区域でございます。雨水については、図面上の変更はございません。面積の変更理由としまして、排水区域の面積の再計測を行ったためでございます。

次に、7ページをお開きください。4ページの変更概要書の詳細につきまして、図面を用いてご説明させていただきます。

初めに、汚水の基本計画図でございます。①の越谷第二処理分区でございますが、千間台中学校などによる13ヘクタールの追加に伴う変更でございます。

②の越谷第四処理分区でございますが、民間開発に伴う専用住宅などによる1ヘクタールの追加に伴う変更でございます。

③の越谷第五処理分区でございますが、新方地区センターなどによる6ヘクタールの追加に伴う変更でございます。

④の越谷第六処理分区でございますが、越谷総合公園などによる26ヘクタールの追加に伴う変更でございます。

⑤の越谷第七の三処理分区でございますが、しらこぼと運動公園などによる20ヘクタールの追加に伴う変更でございます。

⑥の越谷第八処理分区でございますが、第一給食センターなどによる7ヘクタールの追加に伴う変更でございます。

⑦の越谷第十処理分区でございますが、共同住宅による2ヘクタールの追加に伴う変更でございます。

次に、8ページをお開きください。雨水の基本計画図でございます。①の元荒川第3排水区でございますが、未整備区域が含まれていたことに伴う16ヘクタールの削除を行います。

②の元荒川第16排水区でございますが、境界の見直しに伴う19ヘクタールの削除を行います。

③の四条排水区でございますが、境界の見直しに伴う②の19ヘクタールの追加を行い

ます。

その他、一部の排水区において、計画資料とGISデータ、CADデータの面積の整合が図れない排水区があり、17ヘクタールの削除を行います。

なお、本案件の縦覧につきましては、令和6年12月5日から令和6年12月19日までの2週間実施いたしました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

◎第104号議案に対する質疑

議長 それでは、ただいま説明がありました第104号議案に対し、議案ごとに質疑、採決を行います。

質疑やご意見のほどはいかがでしょう。

〇〇委員様、お願いします。

〇〇委員 今回の変更は、上位計画である中川流域別下水道計画の整合を図るために排水区域の変更等を行ったということですが、都市計画上の排水区域は基本的に市街化区域に位置しておりまして、今回の変更において、汚水に関しては調整区域の公共施設などとの連結が行われるという理解でございます。

市街化調整区域、特に農業振興地域、農用地区域内では近年、戸建て住宅だけではなく、中高層住宅および事業所など多くの建物が建てられています。これらの区域における雨水処理や汚水処理はどのようなになっているのかという質問が1点。

また、都市計画上の排水区域と排水区域外の市街化調整区域などの区域の処理の整合性について、どのように考慮されているのかということを質問させていただきます。

中川流域別下水道計画の詳細については、よく分かっていないのですが、昨今の豪雨災害や、特に市街化調整区域で、域内の内水の放流が、域内の中小河川に放流されている時に、環境問題も発生することがあると思います。市街化調整区域であっても雨水排水とか汚水排水の管理は都市計画上非常に重大なことだと思いますので、このような質問をさせていただきます。

以上です。

議長 それでは、担当課から回答をお願いいたします。

下水道事業課 それでは、回答させていただきます。

まず、1点目のご質問で、市街化調整区域につきましては、雨水排水、汚水排水の処理はどうなっているかということかと思いますが、建築物から排水される汚水につきま

しては、敷地内にある浄化槽で処理されまして、処理された水が道路側溝等を経由しまして河川に排水されます。雨水につきましては、道路側溝や排水路を流れまして河川へ排水される状況となっております。

2点目の都市計画上の排水区域、市街化調整区域との整合性につきましての質問ですが、市街化調整区域の排水につきましては、公共下水道の施設を介さず排水されます。浄化槽設置区域につきましては、生活排水処理基本計画が策定されており、環境部門において策定されている計画がありますので、そちらと整合を図りつつ事業を進めている状況です。

市街化調整区域につきましても、雨水排水の計画は大変重要ではないかというお話かと思いますが、市街化調整区域につきましても、下水道事業としまして都市下水路の整備、雨水ポンプ場の増強、更新、調整池の整備、また水防活動に伴いまして迅速化、効率化を図るため、商用電源などの切り替えやゲートなどの電動化を実施しているところでありまして、関係部門と調整を図りながら国や県と連携を図り、治水対策にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〇〇委員 昨今、線状降水帯による豪雨災害や環境問題と、非常に重要なことだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 今のご答弁を聞いていて、非常に基本的なところなんですけど、越谷の排水、汚水の処理というのは、いわゆる分流式という理解でよろしいでしょうか。

そして、越流水の問題というのは、あまり気にしなくていいということでしょうか。

議長 それでは、担当課から回答お願いいたします。

下水道事業課 越谷市につきましては、分流式の下水道として計画されてきております。

また、越流水につきましては、汚水の排除方式が合流式ではなく分流式を採用しておりますので、問題はございません。

以上でございます。

議長 他にございませんでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 流域下水道であるということは理解しつつも、汚水処理の区域を、特に市街化

調整区域にわたって編入するため、越谷市としての原則論はどうなっているのかをお聞かせください。

必ずしも都市計画公園やその区域が全部入っているわけではなく、どういう原則で排水区域をここへ編入したいとお話しされているのか教えていただきたい。

議長 それでは、担当課から答えをお願いいたします。

下水道事業課 お答えいたします。

平成27年に越谷市下水道事業運営審議会を開催いたしまして、今回全体計画区域を一部計画区域として縮小するという事で進めることが望ましいとのご意見をいただきまして、そのように進めているところです。

〇〇委員 汚水の方の追加区域の原則です。

下水道事業課 失礼いたしました。お答えいたします。

今回の変更は、市街化調整区域内の、既に排水区域に接続している施設について、現行の事業計画の排水区域に加えるものでございます。

そのような回答でよろしいですか。

〇〇委員 今の回答は、要するに管渠があるところに隣接している部分を入れたという理解でよろしいですか。

下水道事業課 そのとおりでございます。

〇〇委員 ただ、その汚水の排水になりますので、そもそも調整区域にどうして管渠が入っているのでしょうか。

下水道事業課 市街化調整区域に汚水の管渠は整備しておりません。しかし、市街化調整区域の施設のうち、事業計画区域内にある管渠に接続している施設につきまして、現行の下水道事業計画内に排水区域を取り入れる形になります。

〇〇委員 流域下水道を担当する皆さんの立場としてはそういうことなんだろうと思いますが、越谷市として、どこの区域を入れるべきかということについて、例えば出羽公園とか平方公園は入っていない。総合運動公園も全部の向きは入っていない。どういう原則でこの区域を決めているのかをお伺いしたい。

下水道事業課 主に公共施設を中心としまして、申請があった施設につきまして取り入れております。

〇〇委員 要するに申請主義だというわけですか。

下水道事業課 そのとおりです。

〇〇委員 それは、民間の土地においても同じという理解でよろしいですか。

下水道事業課 今現在は、民間施設につきましては取り入れているようなことはありません。

ん。

〇〇委員 失礼。今回追加するところはほとんど越谷市の土地ということですか。

下水道事業課 おおむね越谷市の土地になります。

以上でございます。

議長 他に質疑はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

議長 それでは、これをもって質疑、意見を終結いたします。

◎第１０４号議案に対する採決

議長 続いて、採決を行います。

第104号議案「越谷都市計画下水道の変更について（越谷市決定）」を原案のとおり決することに賛成される委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長 全員の方が賛成いただきまして、ありがとうございます。

よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

◎第１０５号議案の上程

議長 それでは、これより次の議事に入ります。

第105号議案「越谷都市計画生産緑地地区の変更について（越谷市決定）」を議題いたします。

事務局より、第105号議案の朗読ののち、公園緑地課より説明をお願いいたします。

◎第１０５号議案の朗読

事務局 それでは、議案を読み上げさせていただきます。

第105号議案 越谷都市計画生産緑地地区の変更について（越谷市決定）。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により、付議する。

令和７年（2025年）１月22日、越谷市長、福田晃。

以上でございます。

◎第１０５号議案の説明

公園緑地課 それでは、第105号議案「越谷都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明

申し上げます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内にある農地の多面的な緑地機能を活かし、計画的に保全することによって公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境の形成を図るものでございます。

また、生産緑地地区に指定された土地は、建築行為等の行為の制限とともに、農地として管理することが義務づけられております。しかしながら、所有者の権利救済の観点から、指定されてから30年を経過した場合の他、主たる農業従事者の死亡や身体の故障により農業に従事することが不可能となった場合は、市に対して時価で生産緑地を買い取るよう申し出ができる制度となっております。

本市における生産緑地地区の状況といたしましては、平成4年12月7日に都市計画決定を行い、その後、公共施設の設置、主たる農業従事者の死亡、また土地区画整理事業に伴い、市街化区域への編入により追加指定により、合計で34回の都市計画の変更を行い、生産緑地の現在の地区数は119地区、面積約21.52ヘクタールでございます。

今回の変更内容でございますが、恐れ入りますが、お手元の議案書10ページをご覧ください。本議案は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除による地区の廃止を行うものであり、変更内容として、第169号の生産緑地地区につきましては、地区の全面廃止をするものでございます。

議案書11ページにつきましては変更地区の新旧対照表、12ページにつきましては変更概要書を添付しておりますので、ご参照願います。

恐れ入りますが、議案書13ページをご覧ください。変更概要図にあります大字三野宮地内の第169号の生産緑地地区につきましては、農業の主たる従事者の死亡により、買い取りの申し出を受け、関係機関に買い取り希望の照会をいたしましたが、公共用地等として利用予定がなかったこととともに、農業委員会へのあっせんについても不調のまま、申し出の日から3か月を経過したことから、生産緑地法第14条の規定に基づき行為制限が解除されたため、地区の全部を廃止するものでございます。

今回の変更案を可決いただきますと、本市における生産緑地地区の状況といたしましては地区数で118地区、面積約21.43ヘクタールとなります。なお、本変更案の縦覧につきましては、令和6年12月11日から12月25日まで実施いたしましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明については以上でございます。

議長 ありがとうございました。

◎第105号議案に対する質疑

議長 それでは、ただいま説明のありました第105号議案に対し、質疑や意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

議長 それでは、これをもって質疑、意見を終結いたします。

◎第105号議案に対する採決

議長 続いて、採決を行います。

第105号議案「越谷都市計画生産緑地地区の変更について（越谷市決定）」を原案のとおり決することに賛成される委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきました。

よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

◎第106号議案の上程

議長 それでは、これより、次の議事に入ります。

第106号議案「越谷都市計画道路の変更について（埼玉県決定）」を議題といたします。
事務局より、第106号議案の朗読ののち、都市計画課より説明をお願いいたします。

◎第106号議案の朗読

事務局 それでは、議案を読み上げさせていただきます。

第106号議案 越谷都市計画道路の変更について（埼玉県決定）。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により諮問する。

令和7年（2025年）1月22日提出。越谷市長、福田晃。

以上でございます。

◎第106号議案の説明

都市計画課 それでは、第106号議案「越谷都市計画道路の変更について」説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、本議案につきましては、埼玉県決定の都市計画であるため、その変更にあたっては、都市計画法の規定により、関係する市町村の意見を聴き、かつ埼玉県都市計画審議会の議を経て、都市計画の変更をすることとなっております。

このたび、埼玉県知事より越谷市長に対し、越谷都市計画道路八潮越谷線の変更について意見を求められましたので、本審議会へ諮問するものでございます。

お手元の議案書の15ページにつきましては、変更計画書を添付しておりますが、詳細につきましては16ページの理由書によりご説明させていただきます。それでは、議案書の16ページ、理由書をご覧ください。

I、越谷都市計画区域の位置等の括弧書きのとおり、今回都市計画変更を行う都市計画道路3・4・8号八潮越谷線につきましては、市内を南北に縦断する主要幹線街路となっております。本市南側の越谷市蒲生南町を起点とし、北側の越谷市千間台東一丁目に至る延長約1万40メートル、標準幅員16メートルの幹線街路で、昭和39年に都市計画決定されたものでございます。なお、市全域における当該路線の位置につきましては、議案書の17ページにございます総括図の赤色で塗られた路線であり、変更箇所は青丸で囲まれた部分となっております。

恐れ入りますが、議案書、16ページの理由書へお戻りください。II、変更の必要性につきましては、埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、都市計画道路の検証・見直し指針を令和2年7月に定め、同指針に基づき、整備済みの都市計画道路についても見直し対象として、都市計画との整合性や建築制限の確認、道路構造の適正さなどの検証を行った結果、当該路線については一部区域の線形を変更することといたしました。

III、変更の理由につきましては、当該路線は2車線での整備が完了しておりますが、都市計画決定された区域と整備済みの道路区域との整合性を検証した結果、交差点付近の一部区域において不整合が生じていることが確認されました。当該区間は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、現状の道路区域に合わせ、一部区域を削除するものでございます。

IV、変更の内容につきましては、一部区域の削除により線形の変更をするもので、延長、車線数、幅員の変更はございません。

次に、一部区域の線形変更につきましては、議案書の18ページ、都市計画図ナンバー22の右側の拡大図をご覧ください。

変更箇所は、当該路線と3・3・1号越谷吉川線が交差する部分で、現在の都市計画道路決定線の黄色で塗り潰された部分を削除し、赤色で塗り潰された線形へ変更を行うもので、変更後の都市計画道路の線形が整備済みの道路区域と一致することとなります。

なお、変更区域の対象地権者が少数であり、変更内容が整備済みの路線との整合を図ることを目的とした変更であるため、埼玉県の判断により法に基づく公聴会や住民説明

会に代わり、昨年9月、変更区域に係る地権者5件を対象に変更案に関するチラシの送付を行ったところ、問い合わせや意見等はありませんでした。

また、令和6年11月12日から11月26日までの期間で、法に基づく案の縦覧を行ったところ、縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。

なお、今後につきましては、本審議会の答申を踏まえ、埼玉県に回答し、埼玉県が埼玉県都市計画審議会へ本都市計画変更案を付議することとなります。

第106号議案の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

◎第106号議案に対する質疑

議長 それでは、ただいま説明がありました第106号議案に対し、質疑や意見はいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 もともとの計画がこの黄色の部分ということですが、計画に対してこういう整備をした理由というのは、もし分かれば教えてください。

議長 それでは、担当課からお答えをお願いいたします。

都市計画課 どのような経緯でこのような整備になったかというご質問でございますが、こちらの八潮越谷線は昭和39年に都市計画決定されまして、当該整備部分につきましては昭和50年代の後半から60年代前半にかけて整備が完了しております。

なぜこの計画決定どおりに整備がされていなかったかにつきまして、越谷市としても、また埼玉県としても、過去の資料を調べてみましたが、古いこともございまして、具体的な原因を特定することはできませんでした。

現在は、県の道路事業担当部局と都市計画担当部局で連携し、測量や設計において、計画に変更が生じる場合は速やかに都市計画決定の変更を行っております。そのような形で対応しておりますので、ご理解いただければと存じます。

議長 他にございませんでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

〇〇委員 事業部隊と計画部隊が違うため、当時の事業部隊がそれを無視して造ったということだと思いますが、今回の計画変更は、多分左折レーンの必要性を加味してこういう線形になっていたと思うのですが、右折レーン等の必要性の検証はされていらっしゃるのでしょうか。

議長 それでは、担当課から答えをお願いいたします。

都市計画課 お答えいたします。

基本的には、現在の幅員としまして標準幅員16メートルのところ、こちらの部分については17.5メートルの幅員がございます。右折レーンも設置をしております。基本的に県の道路担当部局の方とも調整を図りまして、道路構造令に照らし合わせて、今の基準でも問題ないということで、今回現況道路のとおりで変更させていただくということでございます。

以上でございます。

議長 ○○委員、お願いします。

○○委員 当該部分が17.5メートルある理由は何ですかね。今、都市計画図で見ているかぎりでは直線に見えるんですけど。

都市計画課 基本的には、右折レーンの設置のために17.5メートルを確保しているものと考えられます。こちらの向かい側の部分についても同様に、17.5メートルの幅員を確保して右折レーンも設置しておりますので、そのような整備をされたものと推測をしております。

以上でございます。

議長 ○○委員。

○○委員 18ページの拡大図を見るかぎり、直線に見えるのは、目の錯覚で、ちょっと膨らんでいるということですか。

都市計画課 実際の幅員としては16メートルから17.5メートルに緩やかに拡幅をされているような線形になっております。

○○委員 県の事業なので、そもそもこういう事業したのはいかななものかと思いますが、当該部分の都市計画線を越えて用地買収していることはないという理解でよろしいのですか。

都市計画課 越えてはおりません。今回の計画変更決定がなされますと、現況道路線と一致するということになります。

以上でございます。

議長 他にいかがでしょうか。

○○委員。

○○委員 若干経緯とも関係するのかもしれないですけども、南側の方はこういうふうに幅を広げていた計画はもとよりあったのでしょうか。

議長 それでは、担当課からお願いいたします。

都市計画課 南側については、そもそも17.5メートルで緩やかに広がっているという計画

決定がされており、そのとおり整備がされたという状況でございます。

〇〇委員　そういうことですね。北側の変更前はちょっと幅広く、南側とはちょっと形が違っていたということですかね。

都市計画課　計画決定の線がちょっとずれていたのですが、実際の線の形としては南側、北側で同様の整備がなされている状況であります。

議長　他にございますでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

〇〇委員　すみません、1点確認なんですけど、用途地域の境が幹線道路から約25メートルとかで配置が変わると思うのですが、今回は計画線が変わることで、用途地域の境などの変更などはございますでしょうか。

都市計画課　現在、当該地は第二種住居地域となっておりますので、隣接する用途地域との境の変更はございません。

〇〇委員　重ねての確認ですが、現況の道路から、要は用途地域自体の指定はすでにされていたということですか。

都市計画課　こちらについては、都市計画道路線から25メートルという用途地域の指定ではなく、東西にある道路の中心線を用途境界としているため、今回の変更に伴って用途地域が変わるということはございません。

以上でございます。

議長　他にいかがでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

議長　それでは、これをもって質疑、意見を終結いたします。

◎第106号議案に対する採決

議長　続いて、採決を行います。

第106号議案「越谷都市計画道路の変更について（埼玉県決定）」を原案のとおり決することを賛成される委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長　ありがとうございます。全員の方に賛成いただきました。

よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

◎その他

議長　本日の議題は以上で終了でございますが、次第第6、その他について事務局から何

かありましたらご報告をお願いします。

事務局 それでは、次回の審議会についてのお知らせですが、現時点で次回の審議会でお諮りするような案件はございませんので、次年度以降、開催日が決定いたしましたら、改めまして事務局よりご連絡差し上げますので、よろしくお願いしたいと存じます。
事務局からは以上でございます。

◎閉会宣言

議長 以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の審議結果は速やかに市長へ通知いたします。

皆様のご協力により、円滑な議事運営ができましたこと、感謝申し上げます。

これにて議長の任を解かせていただきます。

進行を事務局へお返しします。どうもありがとうございました。

事務局 井橋会長、どうもありがとうございました。

本日の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱第12条の規定に基づき、越谷市ホームページにて公表いたします。皆様ご了承願います。

以上をもちまして、第54回越谷市都市計画審議会を終了いたします。長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。

午前10時58分 閉会